

平成29年度 宮城県環境影響評価マニュアルの作成について －火力発電所設置事業（追補版）－

1 宮城県環境影響評価マニュアルについて

環境影響評価マニュアルは環境影響評価技術指針の内容を具体的に示したもので、事業者が環境影響評価を行う上での指針となっており、また、アセス図書の審査等にも活用するものもあり、環境影響評価を行う上での必要不可欠な冊子となっている。

2 これまでのマニュアル策定状況

年 度	環境影響評価マニュアル名	備 考
H10	宮城県環境影響評価マニュアル	
H13	動物・植物・生態系	
H14	公害質（大気汚染・水質汚濁・騒音・振動など）	
H15	事後調査	
H16	人と自然との豊かな触れ合い・環境負荷分野	冊子としては一体
H17	環境保全措置	
H18	① 方法書	
H19	② 準備書・評価書	
H20	③ 動物・植物・生態系	
H21	④ 大気・水・土壤その他の環境	
H22	⑤ 人と自然との豊かな触れ合い・環境負荷分野	
H23	震災により休止	
H24	⑥ 環境保全措置・事後調査	
H25	⑦ 風力発電所設置事業（追補版）	

※ 平成19年度に条例施行規則及び技術指針の改正が行われており、平成18年度から当該改正を反映した改訂が行われてきたが、平成24年度の改訂で一巡したところ。

※ 現在は、7冊のマニュアル（風力発電の追補版を含む）で運用されている。

3 火力発電所設置事業の追補版作成の目的

近年の電力システム改革や東日本大震災以降の電力需給構造の変化等を背景に、小規模火力発電所の設置計画が全国的に増加してきており、県内においても小規模火力発電所の計画が相次いでいることから、「火力発電所の設置又は変更の工事の事業」を環境影響評価条例（平成10年宮城県条例第9号）の対象とし、また併せて、環境影響評価を行うために必要な技術的事項について定める環境影響評価技術指針（平成11年宮城県告示第119号）を改定し、これらを平成29年7月1日から施行している。

これらの背景に基づき、火力発電所設置事業の持つ独自の事業特性に対応するため、これまでに作成している環境影響評価マニュアルを補完するために当該追補版を作成する。

4 マニュアルの内容について

火力発電所に係る最新の調査、予測、評価及び環境保全措置に係る方法や事例、他自治体等の実態について収集、整理を行うとともに、現在運用しているマニュアルの横断的な確認を行い、既存のマニュアルで不足する部分を火力発電所設置事業の追補版として作成する。

なお、検討する環境要素は、次の項目を想定している。

- ・大気質（窒素酸化物、硫黄酸化物、浮遊粒子状物質、石炭粉じん）・悪臭
- ・水質（水温）・流向及び流速・動物（海域）・植物（海域）
- ・廃棄物（産業廃棄物）・温室効果ガス等（二酸化炭素）等

5 追補版作成のスケジュール

時 期	内 容
8月	環境影響評価マニュアル追補版業務委託契約
10月	環境影響評価マニュアル検討部会委員選定（技術審査会会長が指名）
8～10月	環境影響評価マニュアル追補版素案作成
11月	第1回環境影響評価マニュアル検討部会開催 <ul style="list-style-type: none">・ 検討部会設置の主旨と作業スケジュールの説明・ 調査内容の確認及び見直しの方針・ 素案の説明と意見聴取
11～1月	素案の修正（修正案の作成）
2月	第2回環境影響評価マニュアル検討部会開催 <ul style="list-style-type: none">・ 修正案の説明
2月	修正案の再修正（追補版原案の作成）
3月	印刷配布・ホームページへの掲載

6 宮城県環境影響評価マニュアル検討部会委員の指名について

「環境影響評価技術審査会の運営に関する規定」の第5条第1項に基づき、技術審査会は必要に応じて部会を置くことができ、部会の属すべき委員及び専門委員は、技術審査会の委員及び専門委員の中から会長が指名する規定となっている。

【環境影響評価技術審査会の運営に関する規程】

(部会)

第5条 技術審査会は、所掌事務を調査審議させるため、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、技術審査会の委員及び専門委員の中から会長が指名する。

参考項目(火力発電所設置事業)

(技術指針 別表第一より抜粋)

影響要因の区分			工事の実施		土地又は工作物の存在及び供用					資材等の搬出入		廃棄物の発生		
			建設機械の稼動	両運資材の運搬に及ぼす影響	よど成時一時的施工影に	火力発電所の存在	施設の稼動	排水ガス	排水	温排水	機械等の稼動			
環境要素の区分														
大気環境	大気質	窒素酸化物	○			○						○		
		硫黄酸化物				○								
		浮遊粒子状物質	○			○						○		
		石炭粉じん				○						○		
		粉じん等	○									○		
	騒音	騒音・低周波音	○	○								○	○	
	振動	振動	○	○								○	○	
	悪臭	悪臭										○		
	水質	土砂等による水の濁り	○		○									
		水の汚れ							○					
		水温							○					
		富栄養化						○						
		溶存酸素												
		水素イオン濃度						○						
水環境		有害物質			○		○							
底質	水底の泥土													
	有害物質	○												
地下水の水質及び水位	地下水の水位			○										
	塩素イオン濃度													
	有害物質			○										
その他	流向及び流速				○			○						
その他の環境に係る環境	地形及び地質	重要な地形及び地質			○	○								
	地盤	地盤沈下												
		地盤の安定性			○	○								
	土壤汚染	有害物質			○									
		日照阻害												
	その他の環境要素	風車の影												
		電波障害												
動物			重要な種及び注目すべき生息地	海域以外	○	○			○					
植物			海域		○	○			○					
生態系			海域以外		○	○			○					
景観			海域		○	○			○					
人と自然との触れ合いの活動の場			主要な眺望点及び景観資源、主要な眺望景観並びに主要な周囲景観			○						○		
廃棄物等			主要な人と自然との触れ合いの活動の場		○	○						○		
温室効果ガス等			建設工事に伴う副産物		○									
放射線の量			産業廃棄物		○								○	
			二酸化炭素					○						
			放射線の量	○										